

スクールゾーンを知っていますか！？



このような標識や標示がある道路はスクールゾーンです。
規制は、土、日、休日を除く7：30～8：30です。

規制時間帯は、警察署長が発行する通行許可証を持っている車以外の通行はできません。
夏休み等で学校が休みのときも通行できませんので、ご注意ください。

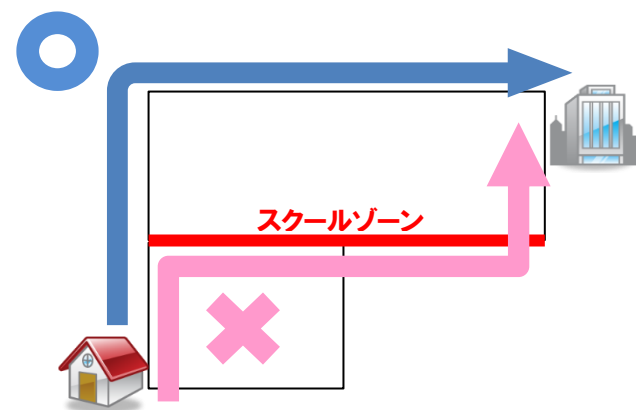


【注意点】

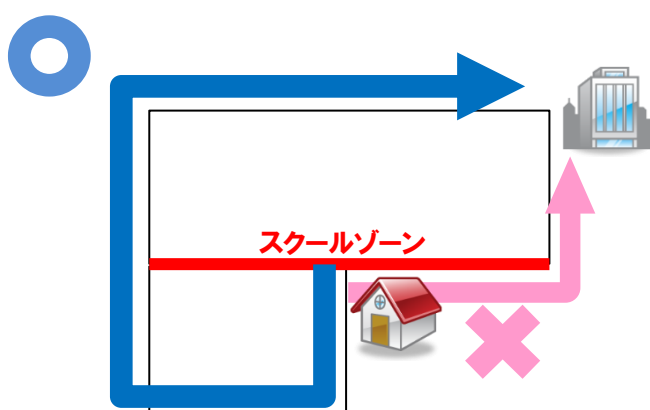
●「近道」や「渋滞を避けるため」などの理由で通行することは

絶対にできません！（通行許可証を持っている車両であっても通行できません）

（例1）



（例2）



スクールゾーンは、

子供の命を守るために設けられている区域です！

子供の命を守るために、きちんと交通ルールを守りましょう！

子供の命を守るのは大人の役目です！

※詳しくは五日市警察署へお問い合わせください。

日の出町役場 協働推進課
五日市警察署 交通規制係

☎ 042 (588) 5067
☎ 042 (595) 0110